平成28年3月30日 告示第30号

改正 平成31年3月20日告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美里町公共下水道事業及び美里町農業集落排水事業の処理区域等に おいて、くみ取り便所等の改造等を行おうとする者に対し、生活環境の保全及び公衆衛 生の向上に資するため、予算の範囲内で、美里町下水道接続奨励金(以下「奨励金」と いう。)を交付するものとし、その交付に関し美里町補助金等交付規則(平成18年美 里町規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 公共下水道等 公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。
 - (2) 処理区域等 美里町公共下水道事業及び美里町農業集落排水事業の処理区域(区域外流入が可能な区域を含む。)をいう。
 - (3) くみ取り便所等 既設のくみ取り便所、し尿処理浄化槽及び合併処理浄化槽をいう。
 - (4) 改造等 建て替え、増築、改築又は移転により、くみ取り便所等を廃止し、公 共下水道等へ接続することをいう。
 - (5) 排水設備 汚水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水渠その 他の排水施設をいう。
 - (6) 完了検査 美里町下水道条例(平成18年美里町条例第165号)第7条第1項又は美里町農業集落排水事業条例(平成18年美里町条例第168号)第9条第1項に規定する排水設備等の工事の検査をいう。

(奨励金の交付対象となる工事)

第3条 奨励金の交付対象となる工事は、くみ取り便所等に改造等を行うための排水設備 を設置する工事のうち、公共下水道等の供用開始から3年以内に完了検査を受け、合格 したものを対象とする。 (奨励金の交付対象者)

- 第4条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 処理区域等の住宅の所有者(借地又は借家の場合にあっては、その所有者から前条の工事を行うことについて同意を得た者も含む。)であること。
 - (2) 町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
 - (3) 公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金を滞納していないこと。
 - (4) 水道料金を滞納していないこと。
 - (5) 国及び地方公共団体ではないこと。

(奨励金の交付額)

- 第5条 奨励金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - (1) 住宅1棟当たり10万円
 - (2) 排水管の最上流ますから公共ますまでの施工延長から20メートルを減じて得た延長に1メートル当たり3,000円を乗じた額。ただし、住宅1棟当たり10万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 前項第2号において、住宅2棟以上で共用する排水管がある場合は、2棟目以降の算 出の際、共用する排水管の延長を減ずるものとする。

(奨励金の交付の申請)

- 第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美里町下水道接続奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、第3条に規定する 完了検査の日から3箇月以内に、町長に提出しなければならない。
 - (1) 排水設備等工事完成届(美里町下水道条例施行規則(平成18年美里町規則第98号)様式第4号又は美里町農業集落排水事業条例施行規則(平成18年美里町規則第101号)様式第6号をいう。)の写し
 - (2) 町税等納付状況確認承諾書
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべ

きものと認めるときは、速やかに、美里町下水道接続奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(奨励金の請求)

- 第8条 奨励金の交付の決定を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、美里 町下水道接続奨励金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、奨励金を交付するものとする。 (奨励金の交付の決定の取消し)
- 第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) その他奨励金の交付の決定を取り消す必要があると町長が認めるとき。

(奨励金の返環)

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、その一部 又は全部を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (交付対象の特例)
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に処理区域等となっている区域については、施行日以後に美里町下水道条例第5条又は美里町農業集落排水事業条例第7条に定める排水設備等の計画の確認を申請し、平成32年3月31日までに完了検査を受け、合格したものを対象とする。
- 3 平成31年度中に交付する奨励金に係る第3条の適用については、同条中「3年以内」 とあるのは、「4年以内」とする。

附 則(平成31年3月20日告示第13号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

美里町下水道接続奨励金交付申請書

美里町長 殿

申請者 住所 氏名 電話

美里町下水道接続奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

施工場所	美里町				
排水設備等工事完成届		年	月	日・	号
確認年月日及び番号					
添付書類	(1) {	非水設備等	第工事完 月	成届の写し	
	(2)	町税等納作	†状況確請	忍承諾書	
	(3)	その他町長	長が必要 る	と認める書類	

美里町下水道接続奨励金交付決定通知書

第 号

住所

申請者

氏名 様

年 月 日付けで交付申請のあった美里町下水道接続奨励金に対し、 美里町下水道接続奨励金交付要綱第7条の規定により 年度美里町下水道 接続奨励金として、金 円を交付する。

年 月 日

美里町長 印

算定表

1 住宅棟数	数 東× 100,00	00 円=	円	
2 排水管	の最上流ます	から公共ますま	での施工延長	
(3 合計	m- 20	m)× 3,000 千円未満 円		円 円

美里町下水道接続奨励金交付請求書

美里町長 殿

住所

氏名

(A)

電話

美里町下水道接続奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求し ます。

記

1 請求金額

円

2 指令日及び番号

年 月 日付け 第 号

3 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

備考

- (1) 振込口座は、申請者名義の口座に限ります。
- (2) 口座名義人のフリガナは、必ず記入してください。